

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 訓 令
 - 福島県危機管理室運営等規程
 - 福島県人事委員会
 - 福島県人事委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則
 - 福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

訓 令

福島県訓令第二十三号

本 庁 機 関
出 先 機 関
福島県危機管理室運営等規程を次のように定める。
平成二十七年三月三十一日
福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県危機管理室運営等規程

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 第一条** この訓令は、福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）第八条第二項の規定により、危機管理室（以下「管理室」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第二条** 管理室の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進に関すること。
 - 二 安全及び安心の確保に関する施策に係る県の行政施策の企画立案に必要な各種情報の収集及び交換に関すること。
 - 三 危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関すること。

- 四 危機に関する各種情報の収集及び交換に関すること。
- 五 その他特に知事から指示された事項に関すること。

（室長及び室員）

第三条 管理室の室長は、危機管理監（以下「室長」という。）をもって充てる。

2 管理室の室員は、次のとおりとする。

- 一 総務部政策監、危機管理部政策監、企画調整部政策監、生活環境部政策監、保健福祉部政策監、商工労働部政策監、農林水産部政策監、土木部政策監及び出納局長
- 二 企業局次長、病院局次長、教育庁政策監、警察本部警備部警備監、監査委員事務局次長、人事委員会事務局次長及び労働委員会事務局次長

（代理）

第四条 室長が不在のときは、あらかじめ室長が指定する者がその職務を代理する。

（室員会議）

第五条 室長は、必要があると認めるときは、定例又は臨時の室員会議を開催することができる。

2 室長は、付議事案の調査及び調整を行うため必要があると認めるときは、付議事案に関係する室員のみをもつて室員会議を開催することができる。

3 室長は、特に必要があると認めるときは、室員会議に事案に係る関係のある機関の職員の出席を求めることができる。

（室員による付議）

第六条 室員は、室員会議に付議すべき事案があるときは、付議事案の要旨及び資料を添えて、室長に付議要求することができる。ただし、急務を要する場合にあっては、この限りでない。

（資料提出の要求等）

第七条 室長は、必要があると認めるときは、関係機関等に対し、説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第八条 管理室の庶務は、危機管理部危機管理総室危機管理課において処理する。

（雑則）

第九条 この訓令に定めるもののほか、管理室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 福島県総合安全管理室運営等規程（平成十七年福島県訓令第十七号）は、廃止する。

（広 報 課）

福島県人事委員会

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をこ

ここに公布する。
平成二十七年三月三十一日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第十一号

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正す

る規則

第四条第一号本文中「又は申出」を削り、同号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二号中「又は申出」を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定（同条第一号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

福島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会事務局処務規程（昭和五十二年福島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務局長の専決事項の欄第十号中「主査相当職」を「副課長相当職」に改め、同欄第十一号中「警部補」を「警部」に改め、同欄第十二号中「（主査相当職以下の者に限る。）」を削り、同欄第五十七号を同欄第五十九号とし、同欄第四十七号から第五十六号までを同欄第四十九号から第五十八号までとし、同欄第四十六号中「（命令、認定及び許可を除く。）」を削り、同号を同欄第四十八号とし、同欄第三十四号から第四十五号までを同欄第三十六号から第四十七号までとし、同欄第三十六号の前に次の一号を加える。

三十五 給与規則第三十三条の六第七項の規定による成績率の決定

別表第一事務局長の専決事項の欄第二十八号から第三十三号までを同欄第二十九号から第三十四号までとし、同欄第二十七号中「主査相当職」を「副課長相当職」に改め、同号を同欄第二十八号とし、同欄第二十六号中「主査相当職」を「副課長相当職」に改め、同号を同欄第二十七号とし、同欄第十五号から第二十五号までを同欄第十六号から第二十六号までとし、同欄第十四号の次に次の一号を加える。

十五 任用規則第二十四条の二第一項の規定による協議

別表第一事務局次長の専決事項の欄第八号中「第二次試験」を「第一次試験委員」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一事務局次長の専決事項の欄第八号の改正規定は、公布の日から施行する。

（総務審査課）